

国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部 ICT関連科目授業運営部会要項の一部改正について

改正理由：部会長の選出要件の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、<u>部会長は第4条の委員の中から、推進本部長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</u> 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (部会長等) 第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は<u>第4条第1号の委員をもって充て、副部会長は部会長が指名する。</u> 2・3 〔省略〕 〔省略〕